

## 会 議 の 概 要

|                 |  |
|-----------------|--|
| 会 議 名<br>(審議会名) | 第4回特別職報酬等審議会                                       |
| 開 催 日 時         | 2020年11月9日(月) 15:00~17:00                          |
| 開 催 場 所         | 宝塚市上下水道局 第一会議室                                     |
| 委 員             | (出席)<br>林会長、岩本委員、小塩委員、廣嶋委員、中村委員、<br>上月委員、末永委員、橋間委員 |
| 傍 聴 者 数         | 0人   |
| 公 開 の 可 否       | 公開   |

### 議事録

| No | 内容            | 詳細   |
|----|---------------|--|
| 1  | 会長挨拶          |  |
| 2  | 傍聴人数確認        | 本日の傍聴者はなし。   |
| 3  | 答申案の説明<br>事務局 | <p>答申案を減額案(現在の給料月額から1.3%減額)と据置き案の2案用意した経緯について説明を行う。</p> <p>据置き案も用意した理由としては、第3回審議会において減額する場合は、減額改定が想定された今回の人事院勧告における一般職の給与改定率と同程度の減額を行うことで審議の方向性が定まっていたが、10月に発出された人事院勧告は据置きとなったためである。</p> <p>答申案の説明を行う前に配付した資料の説明をする。</p> <p>「(1)類似都市年収等比較試算表」について説明を行う。減額案の減額率の根拠となったデータとして、財政状況が似通った類似団体及び近隣市の特別職の年収平均と宝塚市の年収平均を比較したものである。減額率の算出は、平成26年に開催された審議会の答申を踏襲している。ただし、平成26年の算出では議員報酬も含んだ平均によるが、今回は市長、副市長及び教育長の年収平均としている。</p> <p>「(2)1.3%減額後地域手当を給料額に集約」について説明を行う。1.3%減額後に地域手当を給料月額に集約して、退職手当を含む任期中の総収入が地域手当集約前の総収入額を上回らないように見直したものである。</p> <p>「■市長・副市長・教育長の期末手当支給額」について説明を行う。市長、副市長及び教育長の地域手当を給料月額に集約した場合の期末手当の算定式は議員の算定式と同じになる。算定式は国の特別職の期末手当算定式と同じである。</p> <p>減額の答申案から説明を行う。議会議員、市長、副市長及び教育長は現在の報酬等の月額から1.3%減額を行い、市長、副市長及び教育長は地域手当を廃止すること及び令和3年4月11日に市長選挙が行われることに鑑みて、改定は令和3年5月1日からとする旨につ</p> |

|   |               |  |
|---|---------------|--|
|   |               | <p>いても説明を行う。</p> <p>据置き案についても説明を行う。据置き案は、今回の人事院勧告による一般職職員の給与改定が据置きのため、勧告に準じて据置き案を用意した旨説明する。</p>  |
| 4 | 委員の持参した質問について | <p><b>【質問1】</b></p> <p>特別職三役の期末手当の算出基準計算式について、総務省の計算方式を採用しているとの事ですが理解困難です。総務省の内容を詳しく再説明をお願いします。または、総務省に確認願います。</p>   |
|   | 事務局           | <p>国の特別職の算出基準計算式に準じている。国の特別職の規定に準じて20%の管理職加算と25%の役職加算を支給している。条例上は管理職加算や役職加算の文言での規定はなく、支給率で規定している。管理職加算や役職加算を全て廃止すると、その分の年収が減ることになる。年収が減ることをどう捉えるかは審議会の審議による。</p>   |
|   | 委員            | <p>昭和43年の自治省通達では、管理職手当を特別職三役に支給することは極めて不適当とはっきり書かれている。過去の審議会がどのように審議されたかは分からないが、事務局も指摘等をせず、放置していたのではないかと。管理職加算や役職加算を廃止して、年収を大きく減らして欲しいのではないかと。年収が減る分は合理的な議論をして調整すれば良いのではないかと。</p>  |
|   | 委員            | <p>昭和43年の自治省通達は、それまで毎月支給していた管理職手当について不適当だという趣旨であり、その通達によりほとんどの地方公共団体が廃止した。期末手当の算出基準計算式には管理職加算や役職加算が残っており、日本全国の自治体が現在も支給している。</p>   |
|   | 委員            | <p>管理職加算や役職加算はどのような意図で支給されているのか。</p>   |
|   | 委員            | <p>管理職であることによって支給されるもので、一般職でも部長などに支給されている。基本的に公務員の給料制度はボーナスに反映されるように条例で規定されている。職員間の職責等による均衡を図るため、特別職の期末手当の算出基準計算にも20%や25%の支給率が残っている。</p>   |
|   |               | <p><b>【質問2】</b></p> <p>今回の答申案によれば、地域手当の廃止は実質的な廃止ではなく、月額給料に潜り込ませ、見かけ上、表に出ないようにした形を取った廃止で、総務省が指示している本来の廃止ではないのではないかと。</p>  |
|   | 事務局           | <p>昭和43年の自治省通達では、地域手当を支給したとしても差し支えないとされているが、今回は地域手当という名目では廃止する。地域手当相当分を給料月額に組み込んで任期中の総収入を現行の総収入額に近い収入金額として算出した額に、今回の審議会で審議をして頂いている他市との財政状況などの比較から1.3%減額案や据置き案についての給料月額を算出している。地域手当相当分を減額している訳ではないので、完全な廃止とは言えないかもしれない。</p> |
|   | 委員            | <p>地域手当相当分を減額するべきという意見が出ていたわけではないので、給料月額に組み込む形で算出している。</p>   |
|   | 委員            | <p>地域手当を廃止するという文言だけで、実際は給料月額に組み込むのであれば廃止にはならない。地域手当を完全に廃止して、減ってしまう部分は何らかの形で補うという形</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | <p>にするべきだと思う。</p> <p>前回の審議会からの課題として地域手当を給料月額に組み込み集約することで、前回から持ち越している課題は解消できたと認識している。</p>   |
| 委員  | <p>今まで地域手当が給与体系の中に入っていたので、一般の方からは分かりにくくなっていた。今回、給料月額に集約することで一般の方からも分かりやすい形になったのではないかと思う。</p>   |
| 委員  | <p>手当としての地域手当は廃止になる。調整手当は現在の地域手当と解釈することで間違いないか。</p>  |
| 事務局 | <p>そのとおり。</p>  |
| 委員  | <p>昭和43年の自治省通達では、国の特別職に支給されている調整手当は国との均衡上、支給しても差し支えないと書かれている。そのため、地域手当を廃止することまでを通達では求められていない。</p>  |
| 委員  | <p>給料月額だけで比較すると、全国的にも低く見えている。自主的に給料カットを行ったとしても実際は、多くの市民が分かっていない地域手当が加算されている。その地域手当を、今回廃止して給料月額に集約すると給料月額が上がったように見える。市民感情として理解を得られるのか。</p>  |
| 委員  | <p>地域手当は前回審議会の答申で検討課題としていた。給料月額としては増えるが、集約することで分かりやすくなっている。分かりやすく改善したことで市民感情として理解は得られると考えている。</p>  |
| 事務局 | <p><b>【質問3】</b></p> <p>「報酬等とは仕事の対価」です。報酬の額が問題ではなく、仕事の目標にどれだけの成果（達成結果）を出したかの価値、判断が評価されるものです。</p>  |
| 事務局 | <p>答申案にも記載しているとおおり現段階では困難であると考えている。選挙で選ばれる特別職の評価方法は非常に難しい。全国的に見ても特別職の報酬を評価等で決めている自治体は把握していない。</p>  |
| 委員  | <p>報酬は仕事に対する対価ではないのか。</p>  |
| 委員  | <p>特別職の報酬は役職に対する対価である。国会議員や市長が汚職などで逮捕された場合や任期中ずっと休んでいた場合でも辞職するまでは給料を払い続けなければならない制度になっている。国でも地方自治体でも同じような制度設計がされており、制度的に減額することが出来ないようになっている。</p>  |
| 委員  | <p>特別職を辞職した後に住民訴訟等で、逮捕されてから辞職するまでの間の給料等の返還を求められることはある。</p>   |
| 委員  | <p>職務に対しての評価をすることは難しい。例えば市長の場合は、福祉分野を重点的に取り組んだ場合は、福祉分野からは高い評価を受ける。その一方で事業規模等を縮小した分野からは低い評価になる。市長など特別職の評価は非常に難しい。コロナウイルスの影響によりリモートワークが社会全体で広がっていることで、職員のジョブ評価について事業主は非常に頭を悩ませている。我々のような一般市民などが数回の審議をするだけで特別職の職務に対しての評価方法や評価の報酬への反映方法を定めることは出来ないと思う。</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 委員<br>委員 | <p>市民が不満や意見をぶつける機会はあるのか。</p> <p>住民訴訟等がある。市長をされていた方は任期後に住民から住民訴訟等で訴えられるケースも多い。行政訴訟の代表団が訴訟を起こす場合や議会議員を巻き込んで訴えを起こす場合もある。</p>  |
| 事務局      | <p><b>【質問4】</b></p> <p>答申案4ページ(2)の「宝塚市は上記5団体の平均…」との説明があるが、5団体とはどこでしょうか？</p>  |
| 事務局      | <p>資料(1)中の埼玉県春日部市、神奈川県平塚市、神奈川県大和市、静岡県沼津市及び西宮市である。この5市は、将来負担比率が宝塚市の前後10%以内の自治体と将来負担比率が宝塚市と最も近い近隣市1市を抽出している。</p> <p><b>【質問5】</b></p> <p>次期の特別職の報酬等を前の市長からの諮問を受け、答申する審議会の不合理性の改善が出来ないのか？その理由を明確に再度説明して頂きたい。過去の審議会がどの様に理解して来たのでしょうか？</p>   |
| 委員       | <p>宝塚市長の職務に対する報酬はいくらが適当な額になるかどうかを審議して頂いているので、特別職の任期を意識した形での諮問及び答申はしていない。</p> <p>3年に1回のペースで審議会を開催しているので、市長が交代するタイミングと審議会の開催のタイミングが合う場合もあるが、全く合わない場合もある。</p>   |
| 事務局      | <p><b>【質問6】</b></p> <p>答申書案の承認として、下記附帯事項を付けることを条件とする。</p> <p>1) 特別職三役(市長、副市長、教育長)に支払っている地域手当は2020年以後、廃止する。月給等には合算しない。但し、その結果、生じる従来との差額については、期末手当に別途、調整(評価)手当を設け、年収額を決定する。報酬等審議会は年一回、但し、集中審議は従来通り開催し、慎重に審議して決定する。</p> <p>2) 次期新特別職の報酬等(月額、期末手当、調整(評価)手当(100%))、退職金等は、現役特別職の就任中は次期新特別職報酬等の予算枠のみ決定して、従来通りの決定をしない。条例は新年度スタート時に決定する。</p> <p>3) 退職金は3年ごとに開催されている特別職報酬等審議会で決定する。</p>  |
| 事務局      | <p><b>【質問6】(1)については、</b>地域手当を廃止して、地域手当相当分を給料月額に集約することが適当であるとの方向性で前回までの審議会での議論は推移していたものと考えている。また、期末手当の調整(評価)手当についても現時点では難しいと審議されたと認識している。</p> <p><b>【質問6】(2)については、</b>従来から市長等の任期に合わせて開催していない。今回の審議会の答申結果に限っては、令和3年5月1日付の改定を予定している。その理由としては、地域手当を廃止し、給料月額に地域手当相当分を上乗せすると令和3年4月に任期満了を迎える現市長の退職金の基礎となる給料月額が増えることで、それにより退職金が増えてしまうためである。</p> <p><b>【質問6】(3)については、</b>宝塚市は兵庫県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の基準は、組合加入団体においては県下で統一されている。そのため変更は難し</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> <p>委員</p> | <p>い。</p> <p>今回の給料改定に限っては、令和3年4月1日付の改定を行えば、現市長の給料月額が増額されてしまい、退職金の計算基礎となる給料月額が増えることにより、任期満了を迎えた際の退職金が増えてしまう。そのため、令和3年5月1日付の改正が妥当である。また、評価に関する手当を支給することになると、市民には見えにくい手当を廃止するという事で地域手当を廃止するにもかかわらず、結局のところ市民に見えにくい手当が残ることになる。特別職に対する評価を報酬に反映することについての意見としては答申書に何らかの形で盛り込むことは良いと思う。</p> <p>特別職の職務に対して評価を導入することは非常に頭を悩ませる問題だと思う。重点的に取り組んだ分野の方々からは高い評価を得られるかもしれないが、厳しく取り組んだ分野からの評価は当然厳しくなる。どのような評価をするかというのは難しい。</p> <p>マイナス評価の方法ではなく、プラス評価で良いのではないか。</p> <p>評価方法も含めて意見として盛り込むことなら可能だと思う。</p> <p>ここ数年、そしてこれからの財政状況も考慮しながら特別職の報酬は決めていくべきだと思う。宝塚市の財政状況は厳しく、今後ますます厳しくなる。市民を代表して審議会に参加しているので、今後5年、10年先の財政状況も考慮しながら審議を進めていくべきだと思う。</p> <p>宝塚市の財政状況については、第2回審議会で審議したとおりだと思う。</p> <p>ごみ処理施設の建て替えなどは、誰かに責任がある訳ではない。運営方法や長期の投資計画、財源の確保などはきちんと考えていくべきだとは思いますが、そのようなことがきちんとできる政治家を市長に選ぶべきである。</p> |
| 5 | <p>答申案についての意見</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>委員</p>            | <p>答申案の中に「財政状況を改善するだけであれば、住民サービスを削減すれば達成できる」とあるが、市民感覚では理解できない。財政状況を改善するための手段が住民サービスを削減するという方法は単純な発想でしかない。このような発想で行政をされるのでは、税金の無駄遣いになる。</p> <p>前回までの審議の中で、宝塚市の財政状況が非常に悪化しており、今後も悪化していくことが分かっているのであれば報酬を減額するべきだと意見が出ていた。その際に、財政状況のみで報酬の増減を決めると仮定すれば、赤字事業を必要最低限度のサービスのみになれば財政状況の面からは改善することになるが、それにより財政状況を改善したからといって報酬を上げて良いとはならないという意見があったので答申案に組み込んだ。</p> <p>少し書き過ぎだと思う。仕事の評価を報酬に反映することが難しいとの話がある中で、財政状況を改善すれば報酬を上げることになってしまう。この文言は削るべきではないか。</p> <p>地方自治体は税金を上げることは難しい。そのため限られた財政の中で事業を行わなければならない。福祉分野を充実させようとすれば、財政は厳しくなる。財政状況だけで市長など特別職の報酬を減額することは適当ではない。そのためこの文言は削るべきだ</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | と思う。   |
| 事務局 | 意見のとおり答申案の文言は修正する。   |
| 委員  | 公務員の給料を下げることで、民間給与に影響が出ることは良くないと思っている。公務員の給料を下げ過ぎると、縮小均衡になってしまう。ただ、コロナウイルスの感染拡大が収まった後に経済がすぐV字回復するとは思えない。そのことを考えると、今回の答申で据置き案にすることは難しいと思う。減額する答申案になると考えている。 |
| 委員  | 答申は減額案が妥当である。減額率については、答申案にある将来負担比率の似通った類団各市と阪神間1市の平均に合わせるための1.3%減額する形で良いと思う。   |
| 委員  | 答申案にある民間企業で1,000人以上3,000人未満の企業の社長の平均年収については、ベースはどこになるのか。   |
| 事務局 | 人事院が公表している全国ベースの平均になる。   |
| 委員  | 民間企業で1,000人以上3,000人未満の企業の社長の平均年収を答申案に盛り込むのは妥当ではない。平均年収には、東証一部上場の大企業なども含まれており、平均年収で比較すると特別職の報酬は少なく見えてしまう。盛り込むのであれば、兵庫県の平均、宝塚市の平均にするべきだと思う。                  |
| 委員  | 民間企業の役員報酬と特別職の報酬は性格が全然違うものであり、比較すること自体がおかしいことだと思う。   |
| 事務局 | 民間企業の役員報酬との比較については、審議会で参考とした指標として議事録には残るが、答申案については修正する。  |
| 委員  | 将来負担比率の似通った団体ということで西宮市を含めているが、西宮市とは人口規模も財政規模も全然違う。人口規模や財政規模を考えれば、伊丹市と比較する方が良いのではないか。   |
| 事務局 | 将来負担比率による比較を行っているので、西宮市としている。伊丹市は将来負担比率が、宝塚市とは大きく異なっている。   |
| 委員  | 将来負担比率は、財政規模に対する地方債等の割合になる。負担比率になるので、相対的な比較になっており、西宮市を比較対象にすることが妥当だと考えている。   |
| 委員  | 伊丹市は空港の固定資産税収入があるので、財政的には余裕がある。  |
| 委員  | 人口規模や財政規模から考えても伊丹市と比較する方が良いと思う。将来負担比率は現在の数字なので、今後発生する事業等で将来負担比率は変わってくる。そのことも考えると、同じような規模で比較するべきではないのか。   |
| 委員  | 伊丹市は固定資産税などの税収が多く、地方債などの借金が少ない。宝塚市は様々な整備をするために地方債などの借金を多くしている。ただ、宝塚市もここ数年は地方債残高等を減らしており、将来負担比率は改善の傾向にある。   |
| 委員  | ここ数年は改善しているだけで、今後は厳しい状況になる。やはり人口や財政規模的にも伊丹市と比較するべきだと思う。  |
| 委員  | 伊丹市と比較した場合、宝塚市の特別職の給料は低い。宝塚市の特別職の給料は阪神間の中でも低い方である。   |
| 委員  | 宝塚市の財政は逼迫しており、伊丹市や西宮市と横並びで比較するのではなく、もっと個別の財政状況も考慮に入れるべきではないのか。   |

|      |   |
|------|---|
| 委員   | 横並びにすることも妥当だとは思。しかし、各市で財政状況は大きく違うので、やはり特別職の報酬は横並びではなく、各市の状況を加味して決められるべきだと思う。  |
| 委員   | 現状横並びではない。宝塚市は阪神間の中で見ても低い方である。<br>今後はごみ処理場の再建だけでなく、道路の老朽化の問題もある。特別職の報酬が阪神間の各市と比較して低い方であったとしても、逼迫している財政状況を見ると、疑問に思う市民もたくさんいると思う。   |
| 委員   | 道路の老朽化などの今まで何十年も解決されていない問題となってきたことを、今の特別職の給料に反映させるのは乱暴だと思う。   |
| 委員   | 大きな企業もなく、税収が減ることが予想される中で市民サービスが今までどおり受けられるのか不安を抱いている。市民感情としては、1.3%減額でも少ないと思うし、納得するまでに時間を要する。  |
| 委員   | 次回の審議会では、2020年度の審議会でもっと減額しておけば良かったという財政状況になっているかもしれない。ただし、給料を下げ過ぎるとなり手の問題もある。   |
| 委員   | 将来負担比率だけで見れば、阪神間の各市と比較すると川西市は宝塚市の5倍の負担比率になっている。   |
| 委員   | 川西市は将来に向けて投資を行っているからだと思う。   |
| 委員   | そうかもしれない。宝塚市も将来的には川西市ぐらいの将来負担比率になる可能性はある。ただし、それは可能性の話になる。良い方向に舵取りをしてくれる方が特別職になると想定して審議会では報酬についての審議をしている。  |
| 委員   | 事後的に評価を給与に反映させることは現時点では困難であると誰が判断したのか。現時点では困難であるけれども、今後引き続き検討していくという文言に修正すべきだと思う。   |
| 委員   | 事後的に評価を給与に反映させる給与体系にしていくということについては、制度設計をイメージすることが難しい。   |
| 委員   | 現状のぬるま湯に浸かったままではいけない。将来負担比率が国の定める限度まで借金を背負うことになっても、宝塚市には返せる能力がない。大型事業等は、近隣他市ではすでに完了しており、宝塚市はこれからスタートする。その大型事業等に必要になる借金は自主財源以上にある。今ある借金を返ししながら、新たに多額の借金を抱えて返していけるのか不安しかない。 |
| 委員   | 評価を給与に反映した方が良いという意見があったことについては、副会長及び事務局と文言について整理して答申に盛り込むことにする。   |
| 事務局  | 本日の審議会に出た意見を踏まえ、修正した答申案をもう一度委員全員に送付して確認をお願いします。また、再度各委員に確認してもらった後の細かい文言等の修正は会長預かりとしても良いか。   |
| 委員一同 | 了承する。   |
| 6    | 事務局からお礼<br>4回にわたる審議で今回は1.3%減額を行う結論を出していただいたが、審議の中で出たその他の意見も踏まえて、今後の行政運営に活かしていきたい。   |
| 7    | 閉会  |